

福岡市総合図書館資料収集方針

1 目的

この方針は、福岡市総合図書館条例第2条の規定に基づき、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、福岡市総合図書館（分館を含む。）の図書資料、文書資料及び映像資料（以下「資料」という。）の収集にあたって、必要な事項を定める。

2 収集の基本方針

資料収集の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 公共図書館としての役割を踏まえ、社会動向及び時代の変化等を十分考慮して、市民の教育、学術及び文化の発展等に資する資料を収集する。
- (2) 利用者各層を対象に、各分野における基本的な資料から専門的な資料まで幅広く収集する。
- (3) 高度化、多様化する市民の調査研究や生涯学習等における課題解決を支援するために役立つ資料を収集する。
- (4) 収集する資料は、図書、逐次刊行物、視聴覚資料、マイクロフィルムなどの形態や媒体を問わず収集する。

3 総合図書館の収集方針

総合図書館における別表第1に定める各部門別の収集方針は次のとおりとする。

(1) 図書資料部門

① ポピュラー部門

市民の日常生活に密着した情報、趣味、娯楽等の需要に応える基本的な資料を収集する。

② こども図書館部門

幼児から中学生を対象として、読書の楽しみの発見や、読書習慣の形成に役立つよう、その成長に応じた児童書等の資料を収集する。

また、児童書、子どもの読書、児童文化を研究するための資料を収集する。

③ 団体貸出部門

市内の学校、地域文庫、高齢者施設等の団体へ図書資料を配本し、地域における読書推進活動を援助し、読書の普及を図るため、文学書、実用書、児童図書、絵本、紙芝居等の資料を収集する。

④ 一般参考部門、人文科学部門、社会科学部門、自然科学部門

各部門の基本的な知識を伝達、蓄積していくための資料、利用者のニーズや自主的な調査研究を援助するための基本となる資料、各分野の知識を蓄積し保存するにふさわしい古典を含む資料を収集する。

⑤ 国際資料部門

市民の国際理解を深めるとともに、福岡に在留する外国人への情報提供を行うため、アジア及び姉妹・交流都市の資料、主要欧米諸国の資料、国際連合に関する資料及び国内における国際協力団体・機関に関する資料を収集する。

(2) 文書資料部門

① 公文書

完結後 30 年を経過した永年保存文書及び保存期間が満了した有期限保存文書で歴史的価値があると認められたものを収集，保存する。また，完結後 20 年経過した永年保存文書で，適正に保存する必要があるものについては，保存の委託を受ける。

② 行政資料

主に本市行政各部署が発行する刊行物等を収集，保存する。

③ 古文書資料

古代，中世，近世及び近現代の福岡に係る歴史資料を収集，保存する。

④ 郷土資料

近世までは筑前国，近代以降は福岡市を中心とする福岡県内の各分野の資料及び九州・山口各県の地方史誌等を収集，保存する。

⑤ 福岡文学資料

福岡都市圏にゆかりのある文学者やそれに関連する著作物及び圏内で発行されている文芸同人雑誌を収集，保存する。

⑥ 福岡市文学館資料

福岡市文学館資料委員会で策定された「福岡市文学館資料収集対象者」を中心とした福岡ゆかりの文学者やそれに関連する著作物及び原稿・書簡等の一次資料等について収集，保存する。

(3) 映像資料部門

映画を通じたアジアとの文化交流，国際貢献を目的として，映画の収集・保存・公開・調査研究を行うフィルムアーカイヴとして活動する。

資料の収集は国内外の芸術・文化・教育・記録等の優れた映像作品，特にアジアの映像作品並びに福岡市や九州に係るドキュメンタリーなどの映像資料等を中心に収集する。また，国際交流の窓口としてアジア各国の映画機関と情報交換，交流を行い，アジアのフィルムアーカイヴとしての役割を果たせるよう努力し，ユニークなコレクションの形成をめざす。

4 分館の収集方針

分館における収集方針は，上記に準じ，各分館の地域特性を考慮しながら，地域に密着した情報提供のための図書資料を収集する。

5 資料収集の方法

資料は，購入，寄贈，寄託，複製等の方法により収集する。

6 その他

この方針の運用にあたり必要な事項は，別に定める。

附 則

この方針は，平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

別表 1

部 門 名	
総合図書館	ポピュラー部門
	こども図書館部門
	団体貸出部門
	一般参考部門
	人文科学部門
	社会科学部門
	自然科学部門
	国際資料部門
	図書資料部門
	文書資料部門
映像資料部門	